

○長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣事業実施要綱

令和7年8月1日告示第278号

長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性参画推進に取り組み、又は検討している本市内の自治会、各地区連合自治会、地域づくり協議会その他市長が適当と認める団体（以下「地域自治組織」という。）に対し、専門的な知識及び経験を有する長浜市地域における女性参画推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、適切な支援を行うことにより女性参画を推進し、本市の市民協働によるまちづくり及び男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、女性参画推進に係る相談に対し、助言、提案及び情報提供等を行うものとする。

(委嘱・任命)

第3条 アドバイザーは、次に掲げる者のうち、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 女性参画推進に関し、専門的知識・経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らし、又はその職務以外に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(派遣対象団体)

第6条 アドバイザーの派遣の対象となる団体は、第8条の規定による派遣申請を行った地域自治組織とする。ただし、第1条の目的に適さないと認められるものは対象としない。

(派遣時間・回数)

第7条 アドバイザーの派遣時間は1回当たり2時間以内とし、同一年度内における同一団体に対するアドバイザーの派遣回数は3回までとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

(派遣申請)

第8条 アドバイザーの派遣を受けようとする地域自治組織は、派遣を希望する日の1か月前の日までに、長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(派遣決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、派遣の可否を決定し、長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）

又は長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣申請結果通知書（様式第3号）により、申請した地域自治組織に通知するものとする。

（変更等の届出）

第10条 前条の規定による決定通知を受けた地域自治組織は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条の規定による申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) アドバイザーの派遣を停止し、又は中止しようとするとき。

（派遣実施計画書）

第11条 アドバイザーは、派遣を受ける地域自治組織及び本市の担当職員と協議の上、長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣実施計画書（様式第4号）を作成し、市長に提出するものとする。

（派遣実施状況報告書・派遣完了報告書）

第12条 アドバイザーは、地域自治組織に派遣されたときは派遣後速やかに長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣実施状況報告書（様式第5号）を、前条の規定による計画（次項において「計画」という。）を完了したときは完了後速やかに長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣実施計画完了報告書（アドバイザー用）（様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 2 地域自治組織は、アドバイザーの派遣を受けたときは、計画に基づく派遣完了後速やかに長浜市地域における女性参画推進アドバイザー派遣完了報告書（地域自治組織用）（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（アドバイザー受入れに当たっての留意事項）

第13条 地域自治組織は、関係資料の提供、会場の準備その他アドバイザーの派遣を円滑に受けるため必要な準備をしなければならない。

（費用負担）

第14条 アドバイザーの謝金及び旅費は市が負担するものとし、その金額は予算の範囲内において市長が定めるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、アドバイザーの受入れに係る費用は、派遣を受ける地域自治組織が負担するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。